

議案第 80 号

京丹後市丹後半島森林公園条例の一部改正について

京丹後市丹後半島森林公園条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 2 年 6 月 12 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

京丹後市丹後半島森林公園のスイス村スキー場を廃止し、新たにグレンデ広場として運営するにあたり、京丹後市丹後半島森林公園条例に所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市丹後半島森林公園条例の一部を改正する条例

京丹後市丹後半島森林公園条例（平成16年京丹後市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（スイス村スキー場を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第7条中「及びスイス村スキー場を利用する者（以下「利用者等」という。）」を削る。

第8条、第9条、第12条及び第13条中「利用者等」を「利用者」に改める。

別表第1の4の項中「京丹後市スイス村スキー場」を「ゲレンデ広場」に改める。

別表第2のうち1 京丹後市丹後半島森林公園使用料の（4）テニスコートの表中アスファルトカラーコートのを削る。

別表第2のうち4 京丹後市スイス村スキー場使用料の表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市丹後半島森林公園条例(平成16年京丹後市条例第185号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市丹後半島森林公園条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第185号</p> <p>第1条～第3条 (略) (利用の許可)</p> <p>第4条 公園施設等(スイス村スキー場を除く。以下この条において同じ。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略) (特別の設備の制限)</p> <p>第7条 利用者及びスイス村スキー場を利用する者(以下「利用者等」という。)は、公園施設等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (利用の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当するとき又は公園施設等の管理上特に必要があるときは、当該利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又はその利用を取り消すことができる。 (1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の措置によって利用者等に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。 (使用料)</p> <p>第9条 利用者等は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>第10条・第11条 (略) (原状回復の義務)</p>	<p>京丹後市丹後半島森林公園条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第185号</p> <p>第1条～第3条 (略) (利用の許可)</p> <p>第4条 公園施設等_____を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条・第6条 (略) (特別の設備の制限)</p> <p>第7条 利用者_____は、公園施設等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (利用の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、利用者_____が次の各号のいずれかに該当するとき又は公園施設等の管理上特に必要があるときは、当該利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又はその利用を取り消すことができる。 (1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の措置によって利用者_____に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。 (使用料)</p> <p>第9条 利用者_____は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>第10条・第11条 (略) (原状回復の義務)</p>

現行										改正案																																																						
<p>第12条 <u>利用者等</u>は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第8条の規定により利用の停止又は利用の取消しの処分を受けたときも、同様とする。</p> <p>2 <u>利用者等</u>が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、<u>利用者等</u>の負担とする。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第13条 <u>利用者等</u>は、故意又は過失により公園施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第14条～第17条 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>京丹後市スイス村スキー場</td> <td>京丹後市弥栄町野中328番地の1</td> </tr> </tbody> </table>											名称	位置	(略)	(略)	(略)	4	京丹後市スイス村スキー場	京丹後市弥栄町野中328番地の1	<p>第12条 <u>利用者</u>は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第8条の規定により利用の停止又は利用の取消しの処分を受けたときも、同様とする。</p> <p>2 <u>利用者</u>が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、<u>利用者</u>の負担とする。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第13条 <u>利用者</u>は、故意又は過失により公園施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第14条～第17条 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ゲレンデ広場</td> <td>京丹後市弥栄町野中328番地の1</td> </tr> </tbody> </table>											名称	位置	(略)	(略)	(略)	4	ゲレンデ広場	京丹後市弥栄町野中328番地の1																											
	名称	位置																																																														
(略)	(略)	(略)																																																														
4	京丹後市スイス村スキー場	京丹後市弥栄町野中328番地の1																																																														
	名称	位置																																																														
(略)	(略)	(略)																																																														
4	ゲレンデ広場	京丹後市弥栄町野中328番地の1																																																														
<p>別表第2(第9条、第16条関係)</p> <p>1 京丹後市丹後半島森林公園使用料</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) テニスコート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間 \ コート</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全天候型ゴムチップコート</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> <td>2,500円</td> <td>3,000円</td> <td>3,500円</td> <td>4,000円</td> <td>4,500円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>アスファルトカラーコート</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> <td>2,300円</td> <td>2,600円</td> <td>2,900円</td> <td>3,200円</td> <td>3,500円</td> </tr> </tbody> </table>										時間 \ コート	1	2	3	4	5	6	7	8	全天候型ゴムチップコート	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円	アスファルトカラーコート	1,000円	1,500円	2,000円	2,300円	2,600円	2,900円	3,200円	3,500円	<p>別表第2(第9条、第16条関係)</p> <p>1 京丹後市丹後半島森林公園使用料</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) テニスコート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間 \ コート</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全天候型ゴムチップコート</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> <td>2,500円</td> <td>3,000円</td> <td>3,500円</td> <td>4,000円</td> <td>4,500円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>										時間 \ コート	1	2	3	4	5	6	7	8	全天候型ゴムチップコート	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円
時間 \ コート	1	2	3	4	5	6	7	8																																																								
全天候型ゴムチップコート	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円																																																								
アスファルトカラーコート	1,000円	1,500円	2,000円	2,300円	2,600円	2,900円	3,200円	3,500円																																																								
時間 \ コート	1	2	3	4	5	6	7	8																																																								
全天候型ゴムチップコート	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	4,500円	5,000円																																																								
<p>2 京丹後市スイス村高原休養センター使用料</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 京丹後市スイス村体験交流宿泊施設使用料</p>										<p>2 京丹後市スイス村高原休養センター使用料</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 京丹後市スイス村体験交流宿泊施設使用料</p>																																																						

現行						改正案					
(略)						(略)					
4 京丹後市スイス村スキー場使用料											
(1) スキー場											
区分	単位		個人	市内小中 学校 (個人)	学校行 事 (団体)	備考					
スキーリフト	1回券	甲種	300円	—	—						
		乙種	250円	100円	50円						
	6回券		1,300円	600円	300円						
	12回券		2,500円	1,000円	600円						
	半日券		2,000円	1,000円	600円						
	1日券		3,500円	1,500円	1,000円						
	シーズン券 (中学生以下)		6,000円	—	—	中学生以下					
	シーズン券 (一般)		15,000円	—	—	高校生以上					
スノーボード パーク利用券	1日券		2,000円	1,500円	—						
スノーボード フリーパス券	1日券		3,500円	1,500円	—	全スキーリフト、スノーボード共通利用券					
レンタルスキ ー	1回	子供	2,000円	1,500円	1,000円	小学生以下					
		大人	3,000円	1,500円	1,000円	中学生以上					
レンタルスノ ーボード	1回	子供	2,000円	1,500円	—	小学生以下					
		大人	3,000円	1,500円	—	中学生以上					
備考											
1 市内小中学校の児童生徒が個人で利用する場合及び市外の中学校生徒がシーズンリフト券を利用する場合は、あらかじめ各学校長が発行した身分証明書を購入時に提出することとする。											
2 学校行事として団体で利用する場合とは、小中学校又は高等学											

現行		改正案															
<p>校が行うスキー授業、講習会で20人以上が参加する場合をいう。 <u>利用日は、平日に限る。ただし、利用に当たっては、事前に京丹 後市長に申請しなければならない。</u></p> <p>3 <u>スノーボードパーク(ハーフパイプ、キッカージャンプ、クォー ターパイプ、テーブルトップ)を利用する者は、スノーボードパ ーク利用券又はフリーパス券を別途購入しなければならない。た だし、フリーパス券は、全スキーリフトも利用できる。</u></p> <p>(2) <u>駐車場</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車</td> <td>1回</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>1回</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1シーズン 通常</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>リフトシーズン券購入者</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考 スキーシーズン以外は、無料とする。</u></p>		区分	単位	料金	大型自動車	1回	1,500円	普通自動車	1回	1,000円		1シーズン 通常	5,000円		リフトシーズン券購入者	4,000円	<p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>
区分	単位	料金															
大型自動車	1回	1,500円															
普通自動車	1回	1,000円															
	1シーズン 通常	5,000円															
	リフトシーズン券購入者	4,000円															

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 2 年 6 月 定例会

議案の
件 名

議案第80号
京丹後市丹後半島森林公園条例の一部改正について

政策等
の区分

計画 ・ 事業 ・ **条例**
その他 ()

<p>《政策等の概要》</p>	<p>《市民参加の状況》</p>																				
<p>スイス村スキー場は、開設以来36年経過しリフト等施設の老朽化が著しく、利用者の安全確保が担保できない状況となっている。安全稼働させるためには多額の修繕費が伴うが、近年の雪不足に加え、人口減少及び少子化並びにレジャーの多様化等によるスキー人口の減少、最新設備の他のスキー場の台頭もあり、大幅な利用者の回復は見込めないことから、現在の指定管理期間をもって廃止することを前提として、現指定管理者合意の上、令和元年度から2年度については休止した。 今後は、スキー場跡地を新たに「グレンデ広場」と位置づけ、自然体験、環境学習、スポーツイベント、ワーケーション等、滞在型観光の拠点として活用することとして、これに伴う関係条例の一部改正を行うもので</p>	<p>有 ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)</p>																				
<p>《政策等の必要性》</p>	<p>《将来にわたる効果及び経費の状況》</p>																				
<p>京丹後市丹後半島森林公園条例にある施設のうち、スキー場を廃止し、代わってアジア系外国人観光客にも人気のスノートレッキング、雪山散策等リフトを使わない雪遊びをはじめ、地元野間地域との連携による自然体験、農林業体験、環境学習、ワーケーション、スポーツイベント等の実施により、これまで活用しきれていなかった既存施設の稼働率を向上させ、ひいては、滞在型観光、インバウンドにおいて本市を代表する観光拠点へ転換を図る。</p>	<p>①スキー場廃止による経費抑制 ・スキー場関連設備の修繕不要（H18～30年は約900万円/年執行） ・関連運営費の削減（高圧電力約150万円、冬季臨職約600万円） ・リフト修繕費が不要（向こう3年間で6千万円） ・圧雪車の修繕、更新が不要（新車購入は約3000万円/台） ②野間地域と連携による滞在型観光の推進による活性化 ・公園内既存施設の稼働率向上 ・野間地域の経済、雇用、都市住民との交流等活性化</p>																				
<p>《提案に至るまでの経緯》</p>	<p>《総合計画等の整合》</p>																				
<p>■昭和59年 スキー場開設 ■平成3年度 スキー利用者のピーク（約43,000人） ■平成27年度 スキー利用者が年々減少を続け、5,000人を割る。 ■平成30年度 積雪ゼロ、スキー場運営日数ゼロ日 ■令和元年10月 京丹後市議会産業建設常任委員会へ「休止」を説明 ■令和2年3月議会 H30年度の雪不足による損失補填を補正計上 ■令和元年度及び令和2年度 スキー場を休止 （※令和2年度指定管理料を減額）</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1238 1013 1400 1093">総合計画 計画項目</td> <td data-bbox="1400 1013 1518 1093">4</td> <td data-bbox="1518 1013 2121 1093">滞在型観光・スポーツ観光の促進</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1238 1236 2121 1268">○その他の計画(該当する場合のみ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1238 1268 1400 1300">計画名称</td> <td colspan="2" data-bbox="1400 1268 2121 1300"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1238 1300 1400 1332">策定年度</td> <td colspan="2" data-bbox="1400 1300 2121 1332"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1238 1332 1400 1372">計画期間</td> <td colspan="2" data-bbox="1400 1332 2121 1372"></td> </tr> </table>						総合計画 計画項目	4	滞在型観光・スポーツ観光の促進	○その他の計画(該当する場合のみ)			計画名称			策定年度			計画期間		
総合計画 計画項目	4	滞在型観光・スポーツ観光の促進																			
○その他の計画(該当する場合のみ)																					
計画名称																					
策定年度																					
計画期間																					
<p>《政策等の実施時期》</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1120 1380 1366 1412">担当部局</td> <td data-bbox="1366 1380 1612 1412">担当課</td> <td data-bbox="1612 1380 2121 1412">添付資料（有の場合は、その名称）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 1428 1366 1468">商工観光部</td> <td data-bbox="1366 1428 1612 1468">観光振興課</td> <td data-bbox="1612 1428 2121 1468">有 ・ 無</td> </tr> </table>						担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）	商工観光部	観光振興課	有 ・ 無									
担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）																			
商工観光部	観光振興課	有 ・ 無																			
<p>公布の日から施行する。</p>																					